

下呂市告示第 82 号

固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項の証明時期について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の 2 及び第 382 条の 3 本文の規定により、令和 5 年度固定資産課税台帳の閲覧および記載事項の証明時期について、次のとおり関係者の閲覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

下呂市長 山 内 登

- 1 閲覧および記載事項証明に供する帳簿
令和 5 年度固定資産課税台帳

- 2 閲覧および記載事項証明の時期
令和 5 年 4 月 1 日から（土・日曜日及び祝祭日を除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- 3 閲覧および記載事項証明の場所
総務部税務課 下呂市森 960 番地
地域振興部萩原振興事務所 下呂市萩原町萩原 1166 番地 8
地域振興部小坂振興事務所 下呂市小坂町小坂町 815 番地 5
地域振興部金山振興事務所 下呂市金山町大船渡 600 番地 8
地域振興部馬瀬振興事務所 下呂市馬瀬名丸 406 番地